

第3章

民間事業者による信書の取扱状況

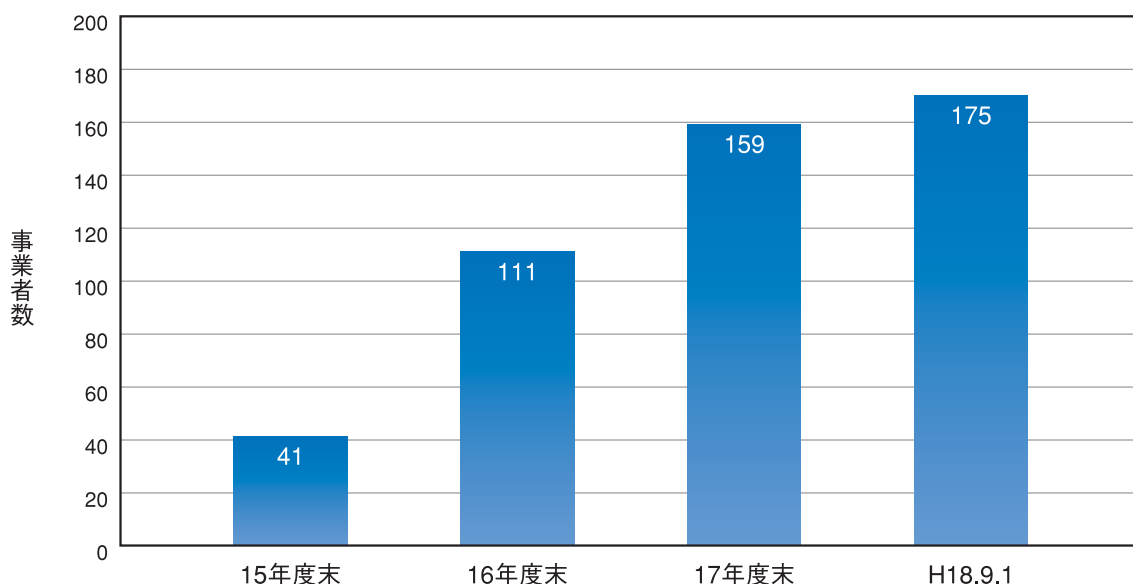
第1節 信書便事業への参入の現況

1 参入事業者数の推移

信書便法が施行されてから3年余りが経過し、一般信書便事業には参入はないものの、特定信書

便事業への参入は着実に増加しており、平成18年9月1日現在で175社が参入しています。(図表4参照)

図表4〔特定信書便事業者数の推移〕



2 地域別参入状況

地域別の参入状況についてみると全国を提供区域としている信書便事業者は31社、複数県にまたがるものが39社となっており広域にわたりサービスを提供しているものが全体の4割となっています。(図表7参照)

図表5〔参入事業者の内訳(役務の提供地域別)〕平成18年9月1日現在

提供役務地域	提供事業者数
全国	31
複数県	39
同一県内	105
合計	175

3 参入事業者の内訳

(1) 提供役務別事業者数

特定信書便事業は、1号役務、2号役務、3号役務のいずれかを提供するものですが、1つの役務のみ提供する事業者や複数の役務を提供する事業者など様々な形態のものがみられます。なお、提供する役務数は、各事業者

の経営方針等によって自由な組み合わせで許可を取得し、また、許可を取得した役務の変更をすることができます。なお、種類別では、1号役務への参入が比較的多くみられます。(図表6、7参照)

図表6〔参入事業者の内訳(役務数別)〕 平成18年9月1日現在

提供役務地域	提供事業者数
1種類	99
2種類	38
3種類	38
合計	175

図表7〔参入事業者の内訳(役務種類別)〕 平成18年9月1日現在

提供役務地域	提供事業者数(延べ)
1号役務	141
2号役務	65
3号役務	83
合計	289

(2) 経営形態別事業者数

特定信書便事業者を資本金等別にみると、経営形態は様々であり、会社の規模や法人・個人の別に関係なく信書便事業に参入してい

るとみることができます。また、いずれの事業者も貨物運送で用いている車両や人員などの経営資源、経営ノウハウを活用して信書便事業に参入しています。(図表8、9参照)

図表8〔資本金別事業者の内訳〕 平成18年9月1日現在

資本金の額	事業者数
5億円以上	9 (5%)
1億円超~5億円未満	19 (11%)
1億円以下	138 (79%)
個人	9 (5%)
合計	175 (100%)

図表9〔法人形態別事業者の内訳〕 平成18年9月1日

法人形態	事業者数
株式会社	125 (71%)
有限会社	23 (13%)
協同組合	16 (9%)
企業組合	2 (1%)
個人	9 (5%)
合計	175 (100%)

(3) 委託、協定等の実態

①委託

参入した175社のうち、37社が業務の一部を委託しています。

②協定等

参入した175社のうち、2社が協定を締結し、3号役務について全国を提供地域とするサービスを展開しています。

第2節 特定信書便事業の現況

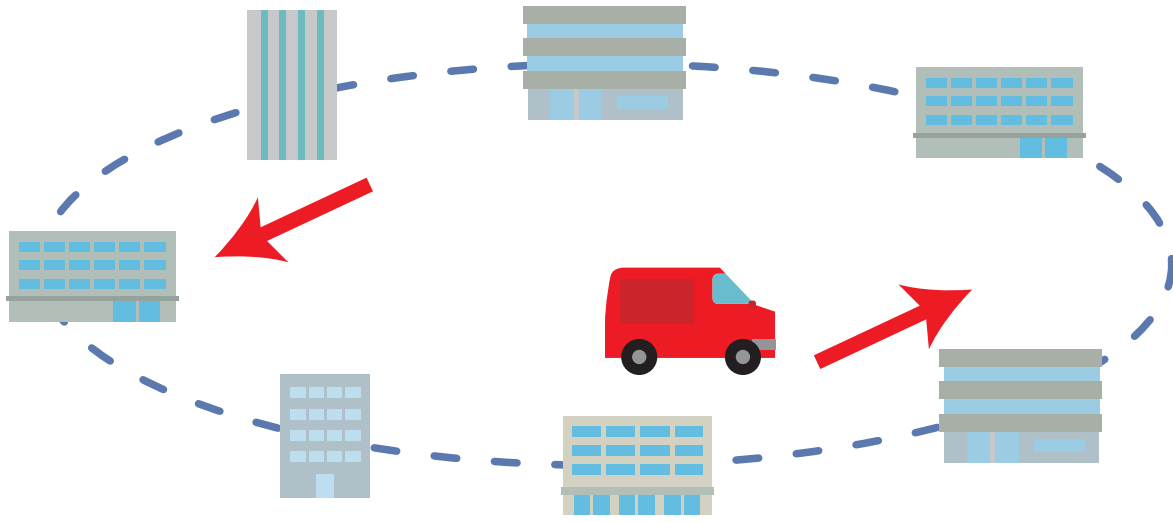
1 信書便サービスの形態

特定信書便事業によって提供される信書便サービスの主な形態は次のとおりです。

(1) 巡回集配サービス

市関係の施設（大学、病院、図書館等）や、

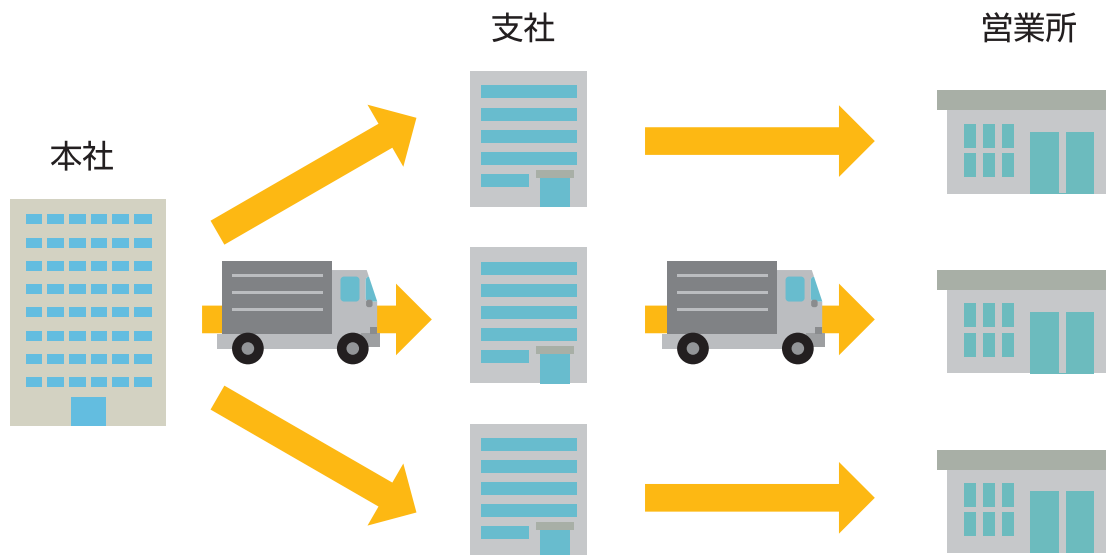
企業の本店支店間など、一定のルートで巡回して信書便物を引受・配達する。



(2) 定期集配サービス

本会社が差し出す信書便物を定期的に支社に

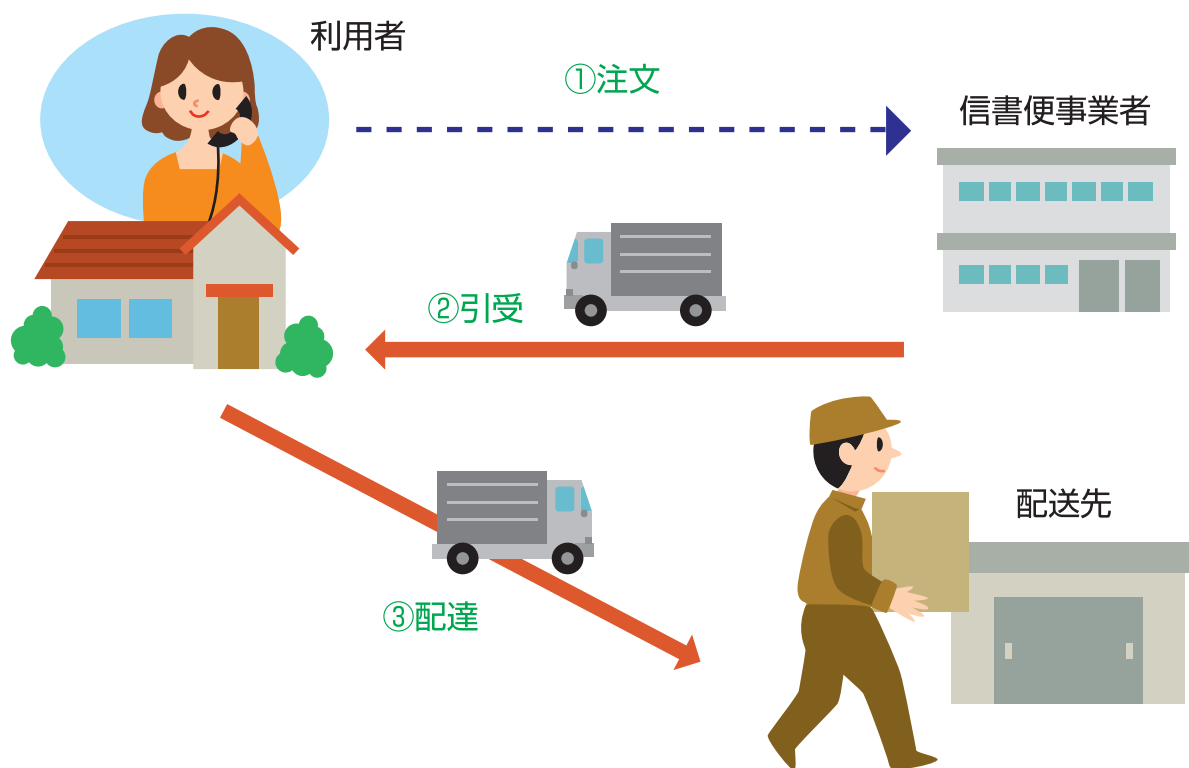
配達するとともに支社が差し出す信書便物を定期的に営業所に配達する。



(3) 注文集配サービス

電話やファクシミリによる注文に応じて、

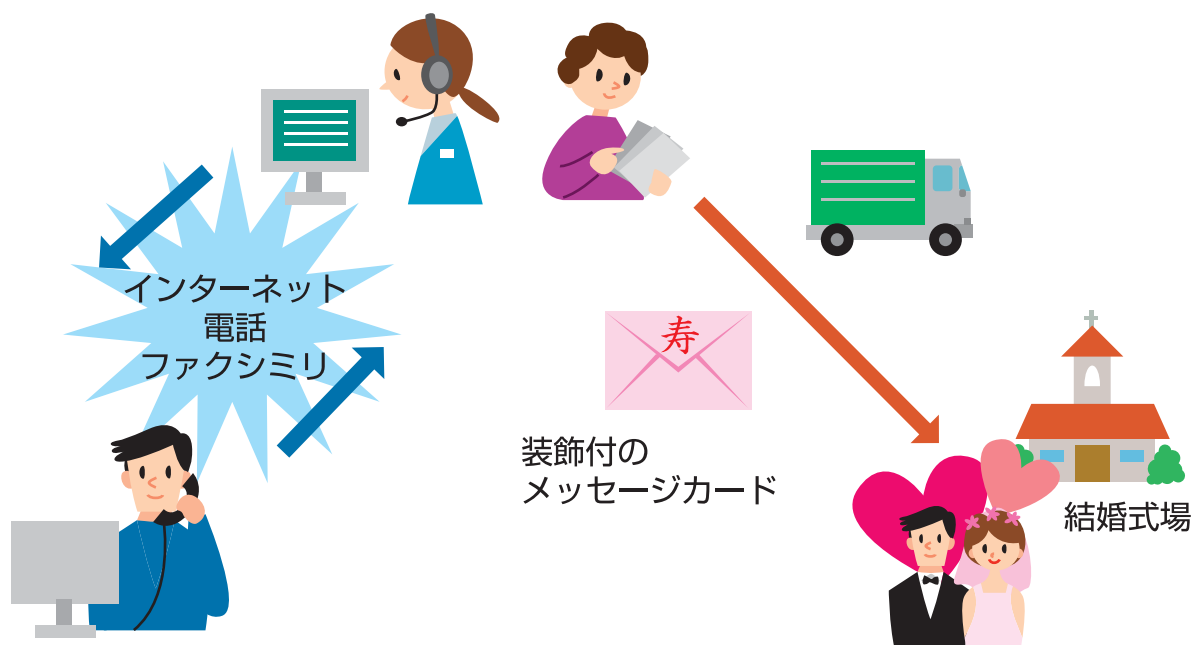
個別に個人宅等に向いて引受け、受取人に配達する。



(4) メッセージカードの配達サービス

受取人へのメッセージを電話、ファクシミリやインターネットで受付後、メッセージカ

ードを作成し、そのカードを装飾が施された台紙等に添付して配達する。



2 行政手続における信書便の利用

信書便整備法及び同整備令等により、公的書類の送達については郵便によるもののほか、信書便の利用が可能となっているものがあります。

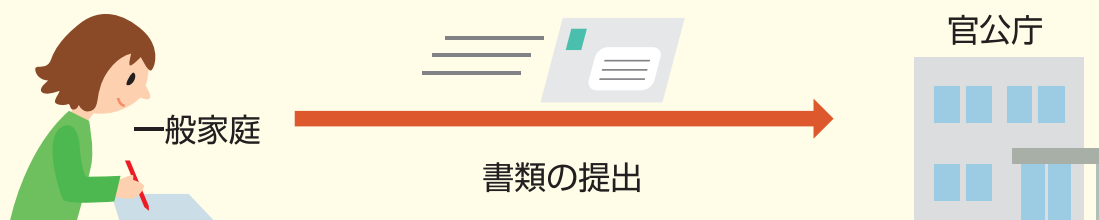
信書便による公的書類の請求又は受取が可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	所管している機関
住民票の写し等の交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各市区町村
戸籍の謄本等の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各市区町村
不動産登記事項証明書の交付	不動産登記事項証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各地方方法務局
商業登記事項証明書等の交付	商業登記事項証明書又は印鑑の証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各地方方法務局
車両登録事項等証明書の交付	車両登録事項等証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各地方運輸局・支局



信書便による官公庁への書類の送達が可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	所管している機関
郵便等による不在者投票	身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、一定の等級に該当する方は、信書便による投票ができます。	各市区町村の選挙管理委員会
国税及び地方税の納税申告書の提出	納税申告書を信書便により提出できます。	【国税に関すること】 各地方国税局 【地方税に関すること】 各市区町村



官公庁から発する書類の送達に信書便を用いることが可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	所管している機関
税務署長等の発する通知等の送付	還付に関する通知等、税務署や地方自治体が発出する書類は信書便により送達することができます。	【国税に関すること】 各地方国税局 【地方税に関すること】 各市区町村
不動産登記の更正の通知の送付	登記官が登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときの登記権利者等への通知は、信書便により送達することができます。	各地方方法務局
不動産登記の職権抹消の通知の送付	登記官が登記に特定の却下事由に該当していることを発見し職権抹消をするときの登記権利者等への通知は、信書便により送達することができます。	各地方方法務局

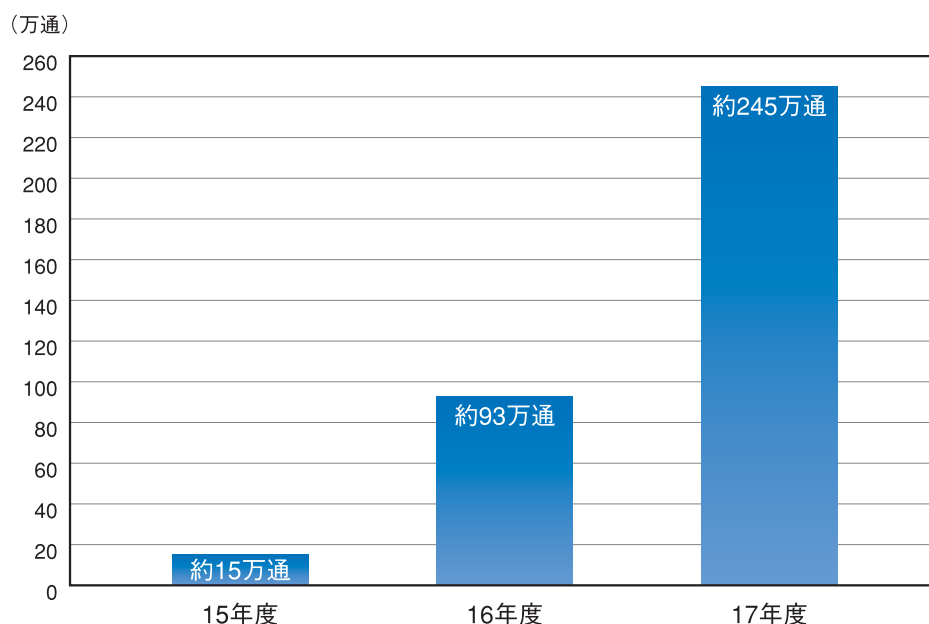


3 取扱実績及び売上高

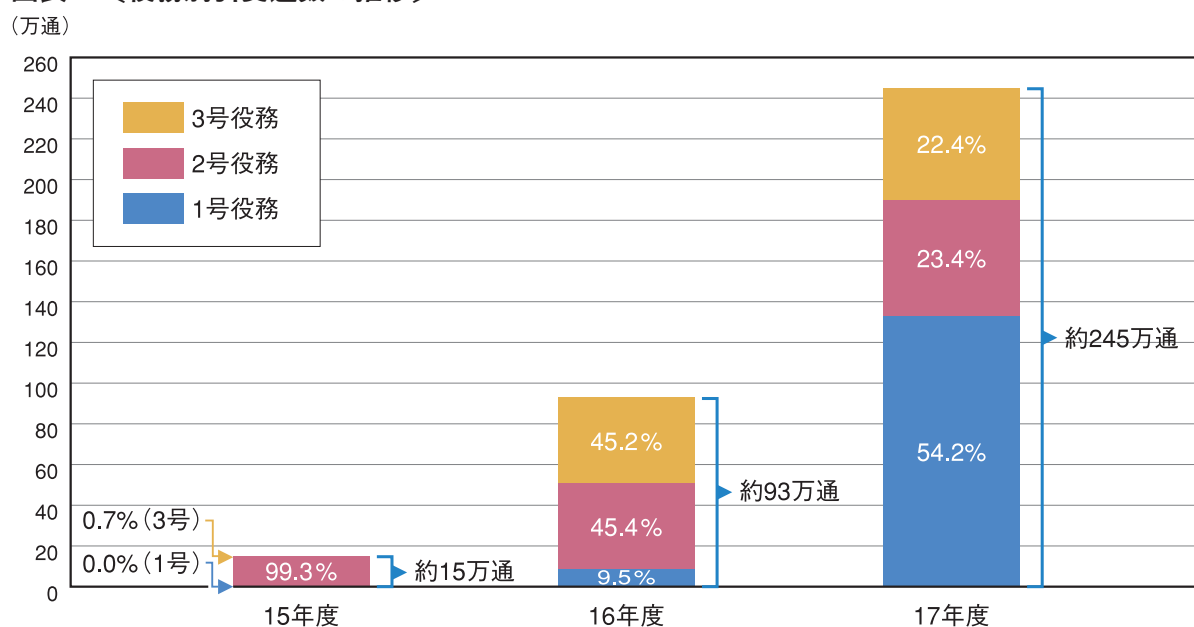
平成15年度以降、引受信書便物数実績及び信書便事業者の売上高は、着実に増加しています。

(信書便事業実績報告に基づく総務省調べ)

図表10〔引受信書便物数の推移〕

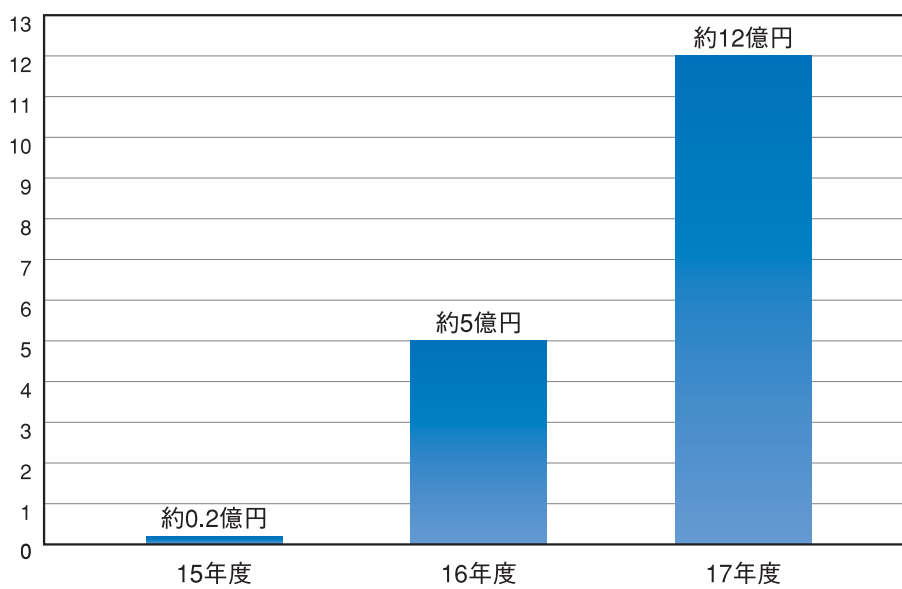


図表11〔役務別引受通数の推移〕



図表12〔信書便事業者の売上高の推移〕

(億円)



図表13〔役務別売上高の推移〕

(億円)

